

井上清

天皇の
戦争責任

井上清

天皇の戦争責任

現代評論社

いのうえ きよし
井上 清

1913年、高知県に生まれる。1936年、東京大学文学部国史学科卒業。羽仁五郎氏に学ぶ。京都大学名誉教授。日本歴史専攻。現在『戦後日本の歴史』を改訂中。

主著 『条約改正』、『日本現代史1＝明治維新』、『新版・日本の軍国主義』、『日本女性史』、『天皇制』、『日本の歴史』、『部落問題の研究』、『米騒動の研究』全5巻、『日本帝国主義の形成』ほか。

天皇の戦争責任

著者／井上 清

検印省略

1975年8月15日初版 1983年1月20日第16刷

発行者／横山哲夫

発行所 株式会社 現代評論社

東京都中央区京橋3丁目7番4号

電話(561)8701(代表) 振替(東京9-4419)

印刷／文唱堂印刷 製本／協和製本

© 1977 K. Inoue 落丁、乱丁本はおとりかえします。

書籍コード0021-750077-1918

はしがき

かつての大日本帝国が、大東亜侵略戦争に敗北し、連合国に降伏してから、三〇周年の日を迎えようとしているいま、私は、あの戦争のぎせい者たち、日本人であると外国人であるとを問はず、軍人もそうでないものも、すべてのぎせい者たちに、真心こめて、一冊の小さな本をささげたいと思う。

その本は、あの戦争における天皇裕仁の責任を、確実な資料によって明らかにしたものである。天皇は、大日本帝国の唯一最高の統治権者であり、大日本帝国軍隊の唯一最高の統帥権者であった。そればかりでなく、天皇は日本国創造の神の万世一系の子孫であると称する神的權威であった。この最高の権力・神的權威である天皇陛下の命令・統帥なしには、日本国とその軍隊は対外戦争はできなかった。そして日本国民は、天皇に無条件絶対の忠誠をささげるよう、教育され、あるいは強制されて、あの戦争にしたがった。

こういう地位にある天皇裕仁に、戦争責任がないなどとは、ふつうの人間世界に通用するはずのない論理である。しかし、それが日本では通用している。「天皇は立憲君主として、政府や大本營など、輔弼（ほひ）（天皇をたすける）機関が適法に決定して天皇の裁可を請うたことを、裁可しなければな

らなかった。したがって責任はすべて輔弼者にある」というのが、天皇裕仁自身の論理であり、また天皇に戦争責任なしとするすべての人の論理である。

この本は、そういう論理がなりたたないこと、天皇裕仁は、たんなる捺印器でもなければロボットでもなく、まさに自分が日本国の唯一最高の統治権者であることの責任をはっきり自覚し、主体的に判断し、決意して、あの戦争を発動し指揮したことを、克明に論証した。私が用いた資料は、すべて印刷出版されているので、読者は、もし必要ならば、資料批判もふくめて、私の見解の当否をたやすく検討できるであろう。

敗戦の直後には、もはや二度と戦争はしない、軍国主義が日本をふたたび支配することを許さないと、すべての日本国民は決意した。しかしそれから三〇年たったいま、日本はアジアの資本主義諸国における最大最強の軍備をもっている。そして、天皇はもはや大元帥ではないはずであるにもかかわらず、裕仁天皇は、防衛庁長官に、旧軍隊の悪い所はすべて、良いところを受けつぎ、しっかりやれ、と激励している。このとき、われわれ国民が、三〇年前の決意を新たにするならば、天皇裕仁の戦争責任を、あいまいにしておくわけにはいかない。それでは幾百千万のぎせい者も浮べれない。

本稿は、もとは、西ドイツの首都ボンで、一九七一年一〇月、裕仁天皇夫妻の来訪反対のデモを行なって、逮捕され起訴されたドイツ人学生の弁護のために、書かれたものである。この機会に私は、日本軍国主義の復活に反対し、天皇の戦争責任をあらためて問うたドイツの学生諸君に敬意を

表し、諸君の闘争が、私にこの本を書く機縁を与えてくれたことを感謝する。

この小さな研究が、日本軍国主義の再起とたたかう人びとのお役に立つならば幸である。

一九七五年七月一六日

井 上 清

目次

はしがき

はじめに

東京裁判と天皇戦犯論／アメリカにおける当時の新聞論潮

I 天皇の権力および權威と戦争責任

7

大日本帝国の唯一最高の統治権者＝天皇／天皇＝唯一最高の軍隊統帥権者／天皇の神的權威と国民

II 國務大臣・内大臣・陸海軍首腦の任免と天皇

15

天皇は輔佐者のロボットかどうか

一 内閣総理大臣の任免と天皇

16

天皇の首相任命手続／首相の罷免と天皇

二 各省大臣の任免および各省高官の人事と天皇

21

阿部内閣の陸相任命と天皇／米内内閣の陸相任命と天皇／天皇は大

臣任命に慎重／各省高官人事への天皇の介入

三 内大臣の任免と天皇 27

湯浅内大臣任命の場合／木戸の内大臣任命は天皇の発意

四 陸海軍首脳の任免と天皇 30

陸海軍大臣の任命と天皇／参謀総長・軍令部総長の任命と天皇

Ⅲ 内政外交における天皇のイニシアチヴ 35

一 新内閣の首相にたいする天皇の指示 35

近衛首相への天皇の指示／広田首相への天皇の指示／阿部首相その他への天皇の指示

二 天皇裕仁の憲法観 40

天皇裕仁と秩父宮の論争／天皇機関説問題と裕仁／裕仁の天皇即国家論

三 詔勅の政治的意義 47

国際連盟脱退の詔書と裕仁／対米戦争詔書の作成過程／詔勅は天皇の国民への命令

四 天皇が威力を顕著に發揮した例 52

二・二六事件と天皇の威力／天皇は陸軍を十分に統帥した／ソ満国境紛争と天皇の決断／天皇統帥の絶対性

IV 天皇裕仁と中国侵略戦争 67

一 中国東北地方侵略と天皇 67

天皇は張爆殺をとがめない／関東軍・朝鮮軍の独断戦争を承認／裕仁の勅語に見られる東洋侵略の意図

二 天皇制ファシズムの形成 74

テロル・クウデター・陰謀の続出と天皇／国際連盟脱退・海軍条約廃棄と天皇／日独防共協定とアジア征服企図／天皇制ファシズムと裕仁

三 華北侵入から中国全面侵略へ 84

華北侵入・支那駐屯軍の大増強／中国全面侵略と天皇裕仁の決定

四 天皇裕仁は中国全面侵略戦争の道を選んだ 90

対中講和をめぐる軍と政府の対立／政府が軍の早期和平論に反対

／裕仁は徹底侵略路線を選んだ

V 天皇裕仁が対米英戦を決定した 99

一 天皇は第一次の日独伊三国同盟案を拒否した 99

日中戦争の対峙戦段階／日独伊三国軍事同盟への胎動／裕仁、外交・統帥大権を強調す／裕仁、欧州戦争前は三国同盟に反対

二 天皇は第二次の三国同盟案を裁可した 107

欧州戦争開始と日本の南進／第二次近衛内閣と日独伊三国軍事同盟／天皇は対英米戦覚悟で三国同盟裁可／天皇もドイツに賭けた

三 日本軍の北部・南部仏印進駐と天皇 117

日本の南進、英米との対立激化／熟慮のうえ南部仏印進撃裁可／独ソ開戦と政府および天皇／大東亜侵略戦争の軌道確定

四 九月六日の御前会議 128

第三次近衛内閣と日米交渉／一〇月上旬を対米交渉期限とす／天皇と陸海総長との対米戦見通しの問答／裕仁と明治天皇の歌

五 天皇は近衛よりも東条を選んだ 137

東条に対米開戦を迫られた近衛内閣／近衛退陣と東条内閣の誕生／
天皇と木戸の虎穴問答の真意／近衛文麿が明かす天皇の開戦論

六 宣戦の詔書

144

九月六日決定の「再検討」の実態／大義名分よりも奇襲を重視す／天
皇は熟慮に熟慮を重ねた／裕仁が対米開戦を決定した／宣戦の詔書
は国際法を無視

VI

天皇の戦争指導と降伏における役割

155

一 天皇の戦争指導

155

開戦時の天皇泰然自若たり／「余りに戦果が早く挙がり過ぎるよ」／
ミッドウェーの惨敗と天皇／天皇の権威の重要性増大／大元帥の焦
慮／日本の「考えどき」が来た／陸海軍の対立激化と天皇の介入

二 天皇の行動様式の変化と東条の辞職

174

天皇の政治指導東条の信任絶大／東条首相の参謀総長兼任と天皇の
あり方の変化／天皇東条首相を見はなす

三 「聖断」による終戦構想

183

近衛の皇族内閣による終戦論／木戸の天皇の責任による終戦処理論
／木戸・近衛、終戦＝降伏と裕仁退位を想定／天皇と皇族の不和／
小磯内閣の成立と天皇／日本の完敗は刻々せまる／天皇はなおも戦
機転換を幻想した

四 降伏における天皇の役割

201

鈴木内閣と和平問題／天皇、戦争終結政策を指示／本土決戦は国体
護持を不可能とする／ポツダム宣言・原爆・ソ連参戦／鈴木首相ら
の謀略と第一次の「聖断」／どたん場での天皇の動揺／第二次聖断に
よる降伏決定

結び 天皇裕仁の戦争責任は明らかである

219

天皇の戦争責任は支配層にも自明であった／天皇無責任に関する幣
原内閣の決定／裕仁は自ら無責任を称す／天皇親政のしかた／天皇
の戦争責任を問う現代的意味

人名索引

はじめに

東京裁判と 天皇戦犯論

一九七一年一〇月一二日、日本の天皇裕仁夫妻がボンを訪問したさい、多数のドイツ人学生および居留アジア人たちが、天皇来訪反対の大デモを敢行した。そのさいドイツ学生たちは「ボンにおける戦争犯罪人ヒロヒト」という見出しのビラを配布した。また彼らのかかげたプラカードのなかには「ヒットラーは六〇〇万人のユダヤ人を——ヒロヒトは五〇〇〇万人のアジア人を（殺した）」と書いたものがあった。さらにこの学生たちは「ヒロヒトはファシスト」とのシュプレヒコールをくり返し、警察官の中止命令にしたがわなかった。そのために一人が逮捕され、そのなかの幾人かが、いま（一九七四年秋）ドイツで裁判されている。

これらのビラ、プラカード、シュプレヒコールの内容は、無実の罪をかぶせ天皇裕仁を侮辱したものであるうか、それとも裕仁に関する真実をのべたものであろうか。

日本を占領した連合国軍が東京に開設した「極東国際軍事法廷」（通称「東京裁判」）は、同法廷に起訴されたA級戦争犯罪容疑者たちについて、一九四六年五月から一九四八年一月まで審理し、二五人の被告について有罪の判決を下し、それぞれの被告の罪の重さに応じて絞首、無期禁錮その

他の刑を宣告した。

この法廷には天皇は起訴されておらず、したがって判決は天皇の有罪か無罪かについては何ら言及しなかったが、判決が下された後に、裁判長ウィリアム・フラッド・ウェブ（オーストラリア代表）は、その個人的意見を發表し、天皇には戦争責任があるとし、彼が起訴されなかったのは、政治的考慮によることを、つぎのように明らかにしている。

「一、天皇の權威は、天皇が戦争を終結されたとき疑問の余地の無いまでに立証されている。同様に戦争を開始するに当って天皇の演じた顕著な役割が檢察側から提示されたが、同時に檢察側は天皇を起訴しないことを明らかにした。

一、天皇が裁判を免除されたことは、國際軍事法廷が刑の宣告を下すに當って、當然考慮すべきことだったと私は考える。

一、戦争開始には天皇の權威が必要であり、もし天皇が戦争を欲しなかったのであれば、天皇は当然にその權威を留保すべきであった。

一、天皇は常に周囲の進言にもついで行動しなければならなかったという意見は、証拠に反するが、またかりにそうであったとしても、天皇の責任は軽減されるものではない。

一、私は天皇が処刑されるべきであったというのではない。これは（天皇を処刑すべきかどうかは（井上注）私の管轄外であり、天皇が裁判を免れたことは、疑いもなくすべての連合国の最善の利益にもとづいて決定されたのである⁽¹⁾」。

ウェップは法廷に提示された檢察側と被告・弁護側のぼう大な証言および書証に精通しているはずである。その彼が、このように天皇の戦争責任を確信している。そして、彼は、一九七一年に出版されたアメリカ人デビット・バーガミニの『天皇の共同謀議——天皇裕仁はどのように日本を西側諸国に対する戦争にみちびいたか——』（邦訳書名は『天皇の陰謀』を激賞した序文においてふたび、天皇裕仁には戦争に責任があると明記している。「法廷に提出された証拠は、天皇は、じっさい、あの戦争を正当化し、そのことによって戦争責任があったことを明らかにした」⁽²⁾。

この文中でも、ウェップは、天皇を裁判にかけないとの決定は、「合衆国および他の連合国政府の間における高い政治的レベルの間できめられた」と書いている。

極東国際軍事法廷のフランス代表の判事アンリー・ベルナルの個人意見は、天皇が起訴されなかったのは不公平であると示唆している。彼は、この法廷では被告たちの弁護にたいして十分の保障が与えられなかったと考え、その理由を三カ条あげているが、その第一に、「被告を法廷にひき出すことを決定する前の予備的調査が行なわれなかった」ことをあげ、第二につぎの如くのべている。「法廷では、すべての容疑者を公平に扱うことを許されず、検事側が出した被告のみに⁽³⁾ついて判決を下すことが求められた。天皇が法廷に出されなかったのは、遺憾である」。

アンリー判事は、誰と誰を被告とするか公正な予備的調査が行なわれたならば、当然天皇も法廷にひき出されたであろうに、それが行なわれず、天皇が被告とされなかったことは不公平であり、遺憾であるとしている。

アメリカにおける

当時の新聞論潮

また、この判決を評価したアメリカの新聞『ニューヨーク・タイムズ』（一月三日）は、全体として判決を支持しながら、天皇の問題についてはつぎのようになっている。

「東京裁判の被告席には、欠席者が一人あった。それは天皇である。天皇は裁判にかけられないことになり、法廷の権限外に置かれることになったが、これがよかったかどうかは、未来のみが答えるであろう。この決定により人命が救われ、占領をより容易にし、また日本の民主化が容易になったとすれば、それは賢明な措置だったかもしれない。いずれにしてもこれは未来に待たなければならぬ⁽⁴⁾」。

天皇が裁判にかけられないことによって「人命が救われた」というからには、この記者は、もし天皇が裁判にかけられたならば、当然、彼は有罪として絞首刑に処せられたにちがいない、と考えているのであろう。ただ、裁判にかけることがよかったかどうか、その解答を未来にゆだねているだけである。

その解答を、一九四八年からみて「未来」にぞくする現代の青年たちのあるものは、あるしかたで提出している。すなわち、ファシズムと戦争がふたたび世界中に荒れ狂うのを、断固として阻止しよう⁽⁵⁾と決意しているドイツ連邦共和国の学生たちは、一九七一年一月一二日、連邦の首都ボンに日本天皇裕仁を迎えて、「裕仁は戦犯である」と叫んだ。この叫びは、『ニューヨーク・タイムズ』の記者の提起した問題との関連でいえば、裕仁は当然裁判にかけられるべきであったという解

答とみなすことができる。

彼らの解答は完全に正しい、と私は主張する。日本の近代現代の歴史を研究している私は、これらの学生たちは、根拠のない侮辱を天皇に加えたのではなく、疑う余地のない真実をのべたものである、というのをはばからない。

じっさい、天皇裕仁は、

第一、現行の「日本国憲法」の施行される以前においては、「大日本帝国憲法」およびその他の法令により、大日本帝国の唯一最高の統治権者として、とりわけ大日本帝国軍隊の唯一最高の絶対的な統帥権者として、

第二、「臣民」たる日本国民の無条件的な忠誠・服従および尊崇を要求する、大日本帝国の道徳的・精神的な唯一最高の権威として、

第三、裕仁自身があらゆる条件・状況を熟慮したうえでの判断により、

一九三一年九月一八日に開始された日本軍の中国東北地方侵略の戦争（いわゆる満州事変）から、一九四五年九月二日連合国にたいする正式降伏文書に調印するまでの、一連の侵略戦争を遂行し、指導した。そのことによって裕仁は、アジアの数千万人を虐殺した。すなわち彼は、「戦争犯罪人」であり、「ファシスト」であり、「五〇〇〇万人のアジア人を」殺した最大最高の元兇である。

このように結論する根拠を以下にのべる。